

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○建築士法の一部を改正する法律（平成三十年十二月十四日法律第九十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。